

・ 老朽民間社会福祉施設の整備について（平成17年10月5日社援発第1005005号）

新旧対照表

改 正 後	現 行
社援発第1005005号 平成17年10月5日 第 一 次 改 正 社援発第0215001号 平成19年2月15日 第 二 次 改 正 社援発0721第6号 平成23年7月21日 第 三 次 改 正 社援発0325第21号 平成28年3月25日 第 四 次 改 正 社援発0330第7号 令和3年3月30日 第 五 次 改 正 社援発0726第17号 令和5年7月26日 一部改正 社援発0913第2号 令和6年9月13日	社援発第1005005号 平成17年10月5日 第 一 次 改 正 社援発第0215001号 平成19年2月15日 第 二 次 改 正 社援発0721第6号 平成23年7月21日 第 三 次 改 正 社援発0325第21号 平成28年3月25日 第 四 次 改 正 社援発0330第7号 令和3年3月30日 一部改正 第 五 次 改 正 社援発0726第17号 令和5年7月26日

改 正 後	現 行
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>老朽民間社会福祉施設の整備について</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設 この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する(1)に定める施設であつて、(2)に定める期間内に整備するもの。 (1) 対象となる社会福祉施設等 (対象施設) ア (略) イ (略)</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>老朽民間社会福祉施設の整備について</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設 この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する(1)に定める施設であつて、(2)に定める期間内に整備するもの。 (1) 対象となる社会福祉施設等 (対象施設) ア (略) イ (略)</p>

改 正 後				現 行			
<u>ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設</u>				<u>ウ 売春防止法に規定する婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設</u>			
(2) (略)				(2) (略)			
3～6 (略)				3～6 (略)			
別表				別表			
施 設 種 別		基 準 定 員		施 設 種 別		基 準 定 員	
		定 員	基 準 定 員 の 内 容			定 員	基 準 定 員 の 内 容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所	—	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所	—	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
	障害者支援施設	4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた		障害者支援施設	4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

改 正 後				現 行			
			めの法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）				めの法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）	生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）
<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>	<u>女性自立支援施設</u>	4人以下	<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年3月29日厚生労働省令第36号）</u>	<u>売春防止法</u>	<u>婦人保護施設</u>	4人以下	<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年3月27日厚生労働省令第49号）</u>
別紙1～2（略）				別紙1～2（略）			